



発行 東京都

目次

61

条 例

- 東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（総務局）…二
- 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…二
- 東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の一部を改正する条例……………（同）…二
- 東京都特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例の一部を改正する条例……………（デジタルサービス局）…三
- 東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例……………（主税局）…三
- 東京都宿泊税条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都教育委員会）…六

条例のあらまし

●東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第五五号）

- 一 現在五〇パーセントの減額を行っている知事の給料等についての特例措置を、令和四年七月三十一日まで延長します。

二 この条例は、令和三年八月一日から施行します。

●非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第五六号）

- 一 非常勤職員の報酬の支給方法を改めます。
- 二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の一部を改正する条例（条例第五七号）

- 一 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五号）の施行による新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三一号）の改正等に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例の一部を改正する条例（条例第五八号）

- 一 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五号）の施行による新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三一号）の改正等に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第五九号）

- 一 地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）の施行に伴い、所要の改正を行います。
 - （一） 法人事業税
 - 電気供給業のうち、特定卸供給事業に係る税率について、小売電気事業及び発電事業と同様の税率とします。
 - （二） 軽油引取税及びゴルフ場利用税

帳簿の電磁的記録による保存等について、手続を簡素化します。
二 この条例は、令和四年四月一日ほかから施行します。

●東京都宿泊税条例の一部を改正する条例 (条例第六〇号)

一 地方税法等の一部を改正する法律 (令和三年法律第七号) の施行等に伴い、宿泊税に関する帳簿等の電磁的記録による保存等について、手続を簡素化するほか、所要の改正を行います。
二 この条例は、令和四年一月一日から施行します。

●都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第六一号)

一 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令 (令和三年政令第四九号) の施行に伴い、介護補償の限度額を改定します。
二 この条例は、公布の日から施行し、令和三年四月一日から適用します。

条 例

東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十五号

東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例
東京都知事の給料等の特例に関する条例 (平成二十八年東京都条例第九十二号) の一部を次のように改正する。

「令和二年七月三十一日から令和三年七月三十一日まで」を「令和三年八月一日から令和四年七月三十一日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十六号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 (昭和三十一年東京都条例第五十六号) の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「十日まで」を「十五日 (翌月十五日が日曜日、土曜日又は休日 (国民の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第七十八号) に定める休日) をいう。以下この項において同じ。) に当たるときは、翌月十五日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日 (その日が二あるときは、翌月十五日より前の日) 」に改める。

附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に任用する職員に対する報酬から適用し、同日前に任用した職員に対する報酬については、なお従前の例による。

東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十七号

東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の一部を改正する条例
東京都新型コロナウイルス感染症対策条例 (令和二年東京都条例第五十三号) の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）附則第一条の二第一項」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項第三号」に改め、同条第二号中「法」を「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）」に改める。

第三条第二項中「第二条第六号」を「第二条第七号」に、「同条第七号」を「同条第八号」に改める。

第四条第一項中「予防」の下に「及び感染の拡大の防止」を加える。

第五条第二項中「（平成十年法律第百十四号）」を削る。

第十一条第二項中「知事は、」の下に「法第三十一条の六第一項若しくは第二項の規定による要請若しくは同条第三項の規定による命令又は」を加え、「要請又は同条第三項の指示」を「規定による要請若しくは同条第三項の規定による命令」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十八号

東京都特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に

関する条例の一部を改正する条例

東京都特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例（令和二年東京都条例第五十四号）の一部を次のように改正する。
附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十九号

東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

る条例

第一条 東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百八条」を「第二百四十二条」に改める。

第四条の三四項第二号中「、法第百四十四条の二十七」を「及び法第百四十四条の二十七」に改め、「並びに第百三条の十三の二に規定する免税軽油使用者証の交付を受けた者に係る第二百四十二条に規定する申請、第二百五十五条に規定する届出及び第二百六十六条に規定する承認の取消し（第二百七十七条において準用する場合を含む。）」を削る。

第二十四条の七の五第一項第一号中「第五十条の七」を「第五十条の七第一項」に、「本条」を「この条」に改め、同項第二号中「または」を「又は」に改める。

第二十四条の二十二第二項中「（以下この条において「源泉徴収選択口座」という。）」を削る。

第二十四条の二十六中「選択口座」を「法第二十三条第一項第十六号に規定する源泉徴収選択口座（以下この節において「選択口座」という。）」に改める。

第二十四条の二十七第二項中「の金額」の下に「又は同項に規定する特定費用の金額（当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第二項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）」を加える。

第二十五条第一項第三号中「及び発電事業等」を「、発電事業等」に改め、「発電事業等」という。以下同じ。）の下に「及び特定卸供給事業（同号に規定する特定卸供給事業をいう。以下同じ。）」を加える。

第三十一条第三項第三号及び第三十三条中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

第三百三条の十二第二項中「記名押印」を「氏名又は名称を記載」に改める。

第三百三条の十四中「の規定に基づく承認を受けた」を「に規定する」に、「第七百四十九条第一項に基づく承認を受けた」を「第七百四十九条第一項に規定する」に改める。

第二百十二条中「次の表の各号の上欄」を「次の各号」に改め、「者は、」の下に「それぞれ」を加え、「の下欄に掲げる」を「に定める」に、「場合であつて、知事の承認を受けたときは」を「場合には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

一 第四十八条の二十一に規定するゴルフ場利用税の特別徴収義務者 同条に規定する帳簿

二 第二百三条の十五第一項に規定する軽油引取税の申告納付義務者 同項に規定する帳簿

第二百十三條第一項中「前条の表の各号の上欄」を「前条各号」に改め、「者は、」の下に「それぞれ」を加え、「の下欄に掲げる」を「に定める」に、「場合であつて、知事の承認を受けたときは」を「場合には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条第二項中「前条の承認を受けている」を「前条の規定により同条各号に定める帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該帳簿の備付け及び保存に代えている当該各号に掲げる」に、「帳簿のうち同条の承認を受けているものを」を「規則で定める場合には、当該帳簿」に改め、「知事の承認を受けたときは」を削り、「当該承認を受けた」を「当該」に改める。

第二百十四条から第二百十七条までを削る。

第二百十八条中「第二百十三条各項」を「前条各項」に、「の承認を受けている」を「に規定する規則で定めるところに従つて備付け及び保存が行われている」に改め、同条を第二百十四条とする。

附則第五条第三項の表中「が二億円」を「(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業に係る収入金額を除く。）」が年二億円」に、「及び発電事業等」を「、発

電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

附則第五条の二の二第一項から第三項までの規定中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

附則第二十五条第一項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項」を「法附則第五十九条第一項」に改める。

第二条 東京都都税条例の一部を改正する条例(令和三年東京都条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三百二十四条の改正規定中「第三百二十一条の八第五十二項」を「第三百二十一条の八第六十項」に、「同条第五十六項又は第六十六項」を「同条第六十四項又は第七十四項」に改める。

第二百二条の改正規定中「第五十三条第五十五項」を「第五十三条第六十三項」に、「同条第五十九項又は第六十九項」を「同条第六十七項又は第七十七項」に改める。

附則 (施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中第二十四条の七の五第一項第一号及び第二号、第二十四条の二十二第二項、第二十四条の二十六、第三十三条の十二第二項並びに附則第二十五条第一項の改正規定並びに第二条の規定 公布の日

二 第一条中目次の改正規定、第四条の三四項第二号、第二十四条の二十七第二項、第三百三条の十四、第二百二十二条、第二百十三条第一項及び第二項の改正規定、第二百十四条から第二百十七条までを削る改正規定並びに第二百十八条を第二百十四条とする改正規定並びに附則第三項から第五項までの規定 令和四年一月一日

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の東京都都税条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 附則第一項第二号に掲げる改正規定による改正後の東京都都税条例(以下「四年一

月条例」という。)第二十四条の二十七第二項の規定は、令和四年一月一日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号。以下「所得税法等改正法」という。)第七条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等について適用し、同日前に行われた所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等については、なお従前の例による。

4 四年一月条例第二百十二条及び第二百十三条第一項の規定は、令和四年一月一日以後に備付けを開始する帳簿について適用する。

5 四年一月条例第二百十三条第二項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる帳簿に係る電磁的記録(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百四十八条第一項に規定する電磁的記録をいう。)について適用する。

東京都宿泊税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十号

東京都宿泊税条例の一部を改正する条例

東京都宿泊税条例(平成十四年東京都条例第一百一十号)の一部を次のように改正する。第十条の見出し中「帳簿」を「帳簿等」に改め、同条第三項中「により電磁的記録」の下に「(地方税法第七百四十八条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)」を加え、「場合であつて、知事の承認を受けたときは」を「場合には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき(当該書類の保存が行われている場合を除く。)は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

第十条に次の一項を加える。

4 前項前段に規定する規則で定めるところに従って保存が行われている書類に係る電

磁的記録又は同項後段の規定により保存が行われている当該電磁的記録に記録された事項に關し地方税法第七百三十三条の十九第三項に規定する納入申告書の提出期限後のその提出又は更正若しくは決定があつた場合において、同条第一項又は第二項の規定に該当するときは、同条第一項又は第二項の重加算金額の計算については、同法第七百五十六条第五項の規定を準用する。この場合において、同項中「第四百四十四条の四十八第一項」とあるのは「第七百三十三条の十九第一項」と、「第四百四十四条の四十八第二項」とあるのは「第七百三十三条の十九第二項」と読み替えるものとする。

第十二条中「第二百十二条中「掲げる帳簿」とあるのは「掲げる帳簿(書類を含む。この条の表を除き、以下この章において同じ。)」を「第二百十二条の見出し中「帳簿」とあるのは「帳簿等」と、同条中「定める帳簿」とあるのは「定める帳簿等(書類を含む。以下この章において同じ。)」に改め、「次条第一項において同じ。)」と」の下に、「当該帳簿」とあるのは「当該帳簿等」とを加え、「同条の表中」を削り、

二 第二百三条の十五第一項に規定する軽油 同項に規定する帳簿
引取税の申告納付義務者 を

二 第二百三条の十五第一項に規定する軽油引取税の申告納付義務者 同項に規定する帳簿

二 第二百三条の十五第一項に規定する軽油引取税の申告納付義務者	同項に規定する帳簿
三 東京都宿泊税条例第十条第一項又は第二項に規定する宿泊税の特別徴収義務者	同項に規定する帳簿又は書類

二 第二百三条の十五第一項に規定する軽油引取税の申告納付義務者 同項に規定する帳簿

三 東京都宿泊税条例第十条第一項又は第二項に規定する宿泊税の特別徴収義務者 同項に規定する帳簿等

「第二百十四条第一項中「同条」とあるのは「同条又は東京都宿泊税条例第十条第三

項」と、「種類、当該」とあるのは「種類、第二百十二条の承認を受けようとする場合にあつては当該」と、「概要」とあるのは「概要、東京都宿泊税条例第十条第三項の承認を受けようとする場合にあつては当該承認を受けようとする書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要、」と、「が、当該承認」とあるのは「が、前条第一項の承認」とあるのは「種類、当該」と、「概要、東京都宿泊税条例第十条第三項の承認を受けようとする場合にあつては当該承認を受けようとする書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要、」とあるのは「概要」と、「第二百十二条又は東京都宿泊税条例第十条第三項」とあるのは「前条第一項の承認」とと、「第二百十二条」とあるのは「第二百十二条又は東京都宿泊税条例第十条第三項」とあるのは「帳簿等」とあるのは「帳簿等」に、「第二百十八条」を「第二百十四条」に、「又は第二百三条各項」を「又は前条各項」に、「第二百十三条各項又は東京都宿泊税条例第十条第三項」を「前条各項又は東京都宿泊税条例第十条第三項」と、「帳簿」とあるのは「帳簿等」に改める。

附則第五項を削り、附則第六項を附則第五項とし、附則第七項を附則第六項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都宿泊税条例(以下「新条例」という。)第十条第三項の規定は、施行日以後に保存が行われる書類について適用する。

3 新条例第十条第四項の規定は、施行日以後に新条例第七条の納入申告書の提出期限が到来する宿泊税について適用する。

4 新条例第十二条の規定は、施行日以後に備付けを開始する帳簿等(書類を含む。以下同じ。)及び保存が行われる帳簿等に係る電磁的記録(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百四十八条第一項に規定する電磁的記録をいう。)について適用する。

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十一号

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

例の一部を改正する条例

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和三十七年東京都条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項第一号中「十六万六千九百五十円」を「十七万一千六百五十円」に改め、同項第二号中「七万二千九百九十円」を「七万三千九十円」に改め、同項第三号中「八万三千四百八十円」を「八万五千七百八十円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和三年四月一日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

2 新条例第八条の二第二項第一号から第三号までの規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災

害補償に関する条例第八条の二第二項第一号から第三号までの規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

